

福岡県貸付金債権回収業務委託仕様書

本書は、福岡県が実施する貸付金の未収金回収業務委託について、仕様を定めるものであり、以下本文中「福岡県」を甲、「受託者」を乙という。

I 委託する業務

1 債権管理回収業務

(1) 甲が乙へ委託する債権は、次に掲げる債権とする。

①福岡県看護師等修学資金貸付金

県内の看護師等養成学校に在学する者に対し、修学資金の支援をすることにより、特定施設における看護職員の確保を図ることを目的として行った貸付金。

- ・所管課：福岡県保健医療介護部医療指導課
- ・対象者：償還期間経過後、1年以上未償還又は未償還で金額が10万円以上の者。償還期間経過前で、必要があると認める者。
- ・委託対象滞納債務者数：15名
- ・委託対象滞納債権数：16件
- ・委託対象総額：10,272千円

②福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子家庭の母、父及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として行った各種貸付金。

- ・所管課：福岡県福祉労働部こども未来課
- ・対象者：3カ月以上未償還の者。
- ・委託対象滞納債務者数：248名
- ・委託対象滞納債権数：272件
- ・委託対象総額：57,720千円

③福岡県農業改良資金貸付金

農業改良普及事業の推進にあたり、新分野に挑戦する担い手の取組を支援することを目的として行った貸付金。

- ・所管課：福岡県農林水産部団体指導課
- ・対象者：既に農業を廃業し、かつ1年以上未償還の者。
- ・委託対象滞納債務者数：6名

- ・委託対象滞納債権数：6件
- ・委託対象金額：41,765千円

④福岡県林業・木材産業改善資金貸付金

林業者・木材産業業者への経営改善、林業従事者の労働災害防止及び福祉の向上を目的として行った貸付金。

- ・所管課：福岡県農林水産部団体指導課
- ・対象者：既に林業を廃業し、かつ1年以上未償還の者。
- ・委託対象滞納債務者数：1名
- ・委託対象滞納債権数：1件
- ・委託対象金額：9,257千円

⑤福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金

勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育機会均等を保障することを目的として行った貸付金。

- ・所管課：福岡県教育庁高校教育課
- ・対象者：償還期間経過後、1年以上未償還の者。
- ・委託対象滞納債務者数：23名
- ・委託対象滞納債権数：23件
- ・委託対象金額：2,096千円

※ 記載している債務者数、件数及び金額は、現時点のものであり、詳細は各債権所管課との協議において決定する。

(2) 乙が実施する主な回収業務は、次のとおりとする。

- ①文書・電話による催告及び交渉
- ②集金業務
- ③連絡先不明の債務者の調査
- ④訪問調査（居住確認調査）
- ⑤債務者ごとの回収方針の策定
- ⑥債務者の経済状況を考慮した新たな償還計画の作成支援

※計画の策定にあたっては、各債権所管課と協議し、承認を受けること
⑦法的手続の実施（甲からの指示があった場合）

なお、(1)に記した各債権所管課との契約締結の協議において、回収業務内容を一部変更する場合がある。

2 未収金回収にかかる報告業務

乙は、甲に対し各月の回収結果を報告する。また、甲の要請により、債務者の個別状況を報告する。

3 収納した未収金の甲への払込業務

乙は、当月回収した金銭を支払期日までに、甲が発行する現金払込書により納付する。なお、期日は、1－(1)に記した各債権所管課との契約協議時に指定することとする。

4 甲への助言業務

具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

- ①甲への定期訪問
- ②債権回収結果の報告
- ③受託債権について今後の見通し報告
- ④異業種の回収スキーム紹介及び業界に関する情報提供

II その他

1 業務従事者の配置

乙は、本業務委託の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。

2 窓口担当者の届出

乙は、本業務委託の実施にあたり、甲との連絡窓口となる担当者を配置すること。連絡窓口担当者は、本業務にかかる従事者、進捗状況、問題点などを常に把握し、甲から業務の実施状況等の問い合わせがあったときには、速やかに返答を行うこと。

3 委託対象債権にかかる収納情報の通知

甲は、過去に甲が発行した納付書により収納があった場合は、速やかに乙に通知するものとする。

4 留意すべき事項

(1) 守秘義務

業務に関して知り得た一切の情報について、第三者に開示漏えいしてはならない。

(2) 再委託の原則禁止

業務の実施にあたり、書面による県の承諾がある場合を除き、再委託は認めない。

(3) 苦情処理

委託業務に関する苦情は、受託者において対応する。

(4) 法令遵守

受託者として良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権回収業に関する特別措置法、貸金業法、県条例等を遵守すること。

(5) 安全確保及び損害賠償

受託者は安全の確保に万全を期すること。

業務の実施にあたり、受託者が損害を受けても、県は保証しないこと。

受託者は、県、債務者又は第三者に損害を与えないよう注意すること。

受託者の故意又は過失により県、債務者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに県に報告するとともに、受託者がその損害を賠償すること。

(6) 書類の保管

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。

(7) 検査

県は委託業務の履行状況を確認するため、いつでも立入検査を行うことができる。

県は、委託業務終了後速やかに完了検査を実施する。

(8) 契約解除の条件

県、受託者いずれにも契約解除権を設定する。その要件については、1-(1)に記した各債権所管課との契約協議時に、契約書上に定めることとする。

(法務大臣の許可を取り消された場合、予算の減額又は削除による場合等)